

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

引っ越します！横総の経営戦略

既に御案内の通り10月20日をもちまして事務所を移転することになりました。職員が増え、現在の事務所の会議室では職員全員で会議をするのも難しくなったことや、お客様が重なり接客スペースの不足が多発していることも移転の理由ですが... 本質的な理由は長期経営計画に基づく経営戦略が基盤となっています。

● 横総の第6次中期計画

私ども事務所は平成元年の創業以来、5年毎の中期計画に沿って経営をしています。

- 第1次 (平成1年～5年) 【事務所の基盤づくり】 事務所の基盤づくり、飯の食える事務所へ
- 第2次 (平成6年～10年) 【他社差別化の基礎作り】 FP業務への進出、基幹業務の模索
- 第3次 (平成11年～15年) 【自己差別化の基礎作り】 経営計画・経営サポート業務の確立
- 第4次 (平成16年～20年) 【個人から組織への脱皮】 永続経営を目指し経営する組織の構築
- 第5次 (平成21年～25年) 【組織からGroup経営へ】 製販分離体制導入、分社化グループ経営
- 第6次 (平成26年～30年) 【GroupからTEAMへ】 TEAM制確立、ミッション経営の強化

今期は、基本テーマ「GroupからTEAMへ」を掲げた第6次中期計画の第二年目となっていますが、これを受けて、第27期にフォーカスすべき主要行動方針は以下の通りとしています。

【重点課題】地域一番事務所基盤構築：第30期、50人、売上総利益5億円体制のための事務所革新

- 方針① 組織革新・・・Team別（職務別）キャリアプランの作成、積極的な人材採用
- 方針② 理念経営・・・クレド作成によるミッション・バリューの統一、全社一丸体制の確立
- 方針③ 営業力強化・・・業種別・チャネル営業担当、セミナーの積極展開によるお客様との出会い創出
- 方針④ 製造力強化・・・業務支援部の不適合ゼロシステム構築、研修会による実力アップ
- 方針⑤ 総務中心化・・・環境支援部のTEAM統合の要としての役割分担の確立
- 方針⑥ 専門力強化・・・資産税、国際税務、MAS監査等専門分野の人材補充と業務拡充

● すでに始まっている未来に挑戦しよう！

横総は、各々が違う能力を持ち、違う役割を担い、違う業務を担当するメンバーが、同じゴールを目指して共に戦える「TEAM経営」を確立し、「地域一番事務所」を目指します。人口減少・経済収縮が進む日本では、全ての業界が「上位4社に集約される」といわれますが、全国展開しないのであれば「地域一番事務所」とならなければ生き残れない時代がやってきます。お客様の流動化はますます進み、流動化したお客様は価格戦略を前面に出して戦う全国規模の大型事務所か、付加価値を追求する地域一番事務所のどちらかに集中します。中区・西区だけで約450人いる税理士の9割は顧客が減少し急速に縮小・廃業へと向かい、逆に大手事務所には顧客が集中しています（私ども事務所も週平均一件の新規問い合わせがあります）。また、人材採用においても、私ども事務所では来期新卒三名の他、年間5～6人の中途採用ができていますが、地域一番事務所以外の会計事務所のほとんどは応募もなく採用がまったく出来ない事態となっています。

これらは会計事務所特有のものではなく中小企業全体に関わる経営課題でもあります。「自由化は二極分化を生む」のです。私ども事務所が無理をしてでも事務所移転を決めたのは、実質的と同時に外見的（見た目）にも早急に「地域一番事務所」の構築に挑戦しなければ生き残れないからなのです。

社長！戦う時が来ています。TEAM横総は生き残りを賭けて時代との総力戦に立ち向かいます。

◆ 役員や従業員に社宅貸与した場合の税務上の取扱いについて

今年も年末に近づき、また下半期が始まったことから企業では人事異動などで忙しい時期となりました。人事異動の際に問題となるのが、長距離での異動による役員や従業員の社宅確保かと思えます。今回は法人が借り上げた社宅を役員等に貸与した場合の税務上の取扱いについてご説明いたします。

● 借り上げ社宅の税務上の取扱い

税務では役員等に対して社宅や寮を貸与する場合において、会社がその家賃をその役員等に代わって負担する場合には、原則その家賃相当額はその役員等に対する給与として所得税（源泉徴収）の対象として取り扱われます（一部例外あり）。ただし、役員等から1ヶ月当たり一定額の家賃（以下「賃借料相当額」と言います。）以上を受け取っている場合には給与として課税されることはありません。したがって、賃借料相当額を正確に把握し、役員等から徴収（給与天引きなど）することが重要となります。

● 賃借料相当額とは

実際に賃借料相当額については、貸与する相手（役員又は従業員）及び借上社宅の規模（社宅の床面積）により下記の方法により算定することになります。

① 役員及び従業員に小規模な住宅（※1）を貸与した場合

次の（1）から（3）の合計額が賃借料相当額となります。

（1）（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×0.2%

（2）12円×（その建物の総床面積（平方メートル）÷（3.3平方メートル））

（3）（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0.22%

※1 小規模な住宅とは、建物の耐用年数が30年以下の場合には床面積が132平方メートル以下である住宅、建物の耐用年数が30年超の場合には床面積が99平方メートル以下の住宅をいいます。なお社宅がマンションなどの場合には共用部分の床面積を按分し、各専有部分に加算した床面積で判断します。

② 役員に小規模な住宅でない住宅を貸与した場合（下記豪華社宅を貸与した場合を除く）

会社が支払う家賃の50%の金額と、下記（3）の金額とのいずれか多い金額が賃借料相当額となります。

（1）（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×12%（建物の耐用年数が30年超の場合は10%）

（2）（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×6%

（3）（（1）+（2））÷12

③ 役員に豪華社宅を貸与した場合

役員に貸与する社宅がいわゆる豪華社宅（床面積が240平方メートルを超えるもので、家賃の金額や内外装の状況等各種の要素を総合勘案して判断します。）の場合には支払家賃相当額が賃借料相当額となります。上記の算定根拠となる固定資産税の課税標準額を認識するには、貸主から情報を得る必要があります。しかし、すべての貸主が情報開示してくれるとは限りません。そういった事情を勘案して、支払家賃の50%以上を役員や従業員から徴収していれば給与課税されないこととしています。

● 実際に貸与する場合には、事前の算定が重要

実務の現場においては支払家賃の50%以上を負担させる方法が主流となっております。しかし上記算定方法で計算した賃借料相当額の方が負担額は軽減できるケースが多いようです（実際には20%程度と言われている）。単身赴任など状況によっては、個人負担を出来るだけ少なくしたいとご要望されるケースもあるかと思えます。ただ上記方法は情報の収集、毎年賃借料相当額の見直しが必須など煩雑となります。それぞれのメリット・デメリットを考慮した上で、どちらの方法で運用するのか事前の算定が重要となります。

内容についてのご不明点がございましたら担当者までご相談ください。

★ どうなるマイナンバー制! ?

企業におんぶに抱っこでスタートした「マイナンバー制」... シルバーウィーク中にマイナンバー制の未来と言われる、IT先進国エストニアを視察してきた友人の報告(ブログ)を転載させていただきます。

マイナンバー制の未来は?日本のマイナンバー制の運用レベルと問題点は?そして長期的な国家戦略は?

● エストニア訪問記 (株)スピリタスコンサルティング代表取締役野原健太郎氏(ブログより)

1991年にソ連から独立。人口100万人程度の小国ですが、「IT」を国家戦略の柱に据えて推進している国。大統領は、なんと、35才。(年配者は、ソ連独立時などで一新された模様です)でも実際は、政府内には、年配者でも実力者がいて、IT戦略を推進してきました。なんだか、明治維新時代の日本にも似ている気がしました。IT戦略の根幹は、行政・民間ともに各システム上のデータを連結することができる国家のデータインターフェイス機能を担う”X-Road (エックス・ロード)”。ちょっとシステムをかじった時代もあるので、その構造図を見ながら、現地で説明を受けて、密かに興奮してしまいました・・・。

エストニアでは、国民が生まれると、ひとつのID番号を付与されます。日本で今後始まる、マイナンバーみたいなものです。どんなことが実現できる社会かという、ネットで、投票できます。ネットで、会社設立は30分で可能。ネットで、所得や税金計算&即時申告が可能。図書館などの行政機関は共通して、ひとつのIDでそのままサービスを受けられる。小学校からプログラミング教育あり。若者が老人にITを教えたり、国も支援している。さらに、すごいのが、民間でも電子サービスが浸透。銀行取引は、このID番号を使用してのネットバンキングが主流。実際、街に両替所がほとんどなかった。キャッシュを持ち歩かないのが普通ようだ。ガイドしてくれたお姉さんの財布の中は、カードだけだった。また、IDカードの提示で、医者で出された処方箋通りに薬屋で薬がもらえる。映画館や本屋などのショップカードもID番号に共通統合。個人所有の不動産情報までネット上で地図に表示される。子供の学校の成績を親がネット上で知ることができる。

・・・(中略)・・・

日本と決定的に違うのは、マイナンバーは他人に見えても問題なし、という点。エストニア的に言えば、マイナンバー流出による罰則規定なんて設けようものなら、鼻で笑われる始末。そんなの国のシステム構築がイケテナイからでしょ!と言わんばかり。実際、政府のお姉さんが自分のカードを我々に見せて回してくれた。生年月日をチェックして、同じくらいか少し下かな、くらいに思っていたのに、実年齢は意外と若かったことに驚いた。まあ、それは置いておいて、そりゃそうなのだ。システムでセキュリティかければよい。責任を各ユーザー(国民)に転嫁する時点でイケテナイということだ。サイバーセキュリティの精鋭部隊も配置していることは、国防の一機能でもある。エストニアは、これまで仕組み構築を徹底してきて、透明社会であるようだ。情報はどんどんオープン化していくという流れに乗っている。今後は、フィンランドやナミビアなどの海外諸国にも、こうしたシステム導入コンサルティングサービスを輸出する予定とのこと。現在、運用管理までやるかは政府間協議中とのこと。ここまで手掛けると、機密情報の面から他国の”中枢”を握ることになる。人的なスパイも要らない。「情報を制す者、世界を制す。」に近いのではないか。各省庁の行政官からもお話を聞くことができ大変有意義であったが、口にはしないけど、本当の「裏・国家戦略」があるに違いない、と感じた。

● まったく「いけてない」ぞ!日本のマイナンバー制

野原さんの指摘の通り、マイナンバー制の運用に国が責任を持たずに国民(特に企業)に責任を押し付けるとは... 社会保険事務のメチャクチャぶりが分かりますが、日本のお役所の低レベルと国家戦略の無さにタメ息が出ます。エストニアではマイナンバーに預金情報が連動し、国が自動的に国民の税金計算をするシステムが整い税理士・会計士という職業は消失したとのこと... 時代は大きく動き始めています。

★ 悩める相続第7弾！

今月は「相続ケーススタディ第7弾」をお送りいたします。最近、お客様からいただいた争続問題を元に編集しています。

● 相続協議がまとまらない

父親を亡くしたAさんは、四十九日が過ぎ弟との間で遺産をどう分けるかについて話し合いを始めました。Aさんは法定相続分の通り2分の1ずつ分けようと提案したところ、何と弟は猛反発をしたとのこと。Aさんが父親から生前に自宅購入資金の贈与を受けていた話を持ち出して、「その分兄さんの分け前は少なくとも当然だ」と主張したのです。「兩人とも感情的になるばかりで決着しそうにもないのでどうしたらいいのか」とのご相談でした。

● 家裁の活用法

遺産相続を巡って兄弟姉妹がもめる例は少なくありません。家庭裁判所で平成26年度の1月から9月に解決した相続争いのうち遺産5千万円以下のケースは全体の約8割を占め、比率は過去10年で5ポイント高まりました。年間の取扱件数も10年間で5割増えました。財産が少ない人ほど、遺言や生前贈与といった相続対策をしていないため争続になるケースが多いのです。

分割協議の話がまとまらなければ、最終的には裁判所に申し立てて解決を求めることになります。

ただし、通常の訴訟だと公開の法定で肉親同士が争うことになり、感情的な対立を悪化させる恐れがあります。そこで、相続を含め、家庭で起きた争いについてはまず家庭裁判所で、非公開の手続きにより解決を図ることになっています。

その制度のひとつが「調停」です。裁判所が間に入り、あくまでも当事者間の話し合いによる合意を促す仕組みで、裁判ではありません。話し合いがもたれる場合は調停室という裁判所の一室です。

裁判官のほか、有識者から選ばれた家事調停委員（2名以上）が、双方から言い分をよく聞いて、助言しながら歩み寄りを促します。合意内容は「調停調書」にまとめられ、裁判の判決と同じ効力を持ちます。

● 裁判官が非公開で調停・審判

もうひとつの制度が、裁判の一種である「審判」です。裁判官が、当事者から出された書類や、家裁で調べた内容、さらに審問を通じて得た材料を基に判断をし、非公開の場で決定（審判）します。

争いの内容によって、調停だけで扱う事件（離婚など）と、審判だけで扱う事件（相続放棄など）があります。Aさんの相談のように、遺産分割を巡る争いは制度上では調停、審判のどちらも選べます。

審判は判決なので、あくまで法律に沿った決定が下されます。Aさんの場合では、生前贈与を考慮して遺産を分ける決定になる可能性が高いと思われます。Aさんはすでに生前贈与により財産の一部を受け取っていますのでその分受け取る遺産は少なくなるとみられます。

一方、話し合いによる調停では別の分け方になるかもしれません。何らかの妥協点をAさんと弟が見出せば、生前贈与の分を加味せずに、弾力的に分け方を決めることもできるかもしれません。

家裁では通常、まずは調停を始め、まとまらなければ審判に移るという流れもあります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

Aさんのところでは現在、家裁に申し立てるかは決まっていません。今年度の相続税改正により、相続への関心が確実に高まっています。遺産の多い少ないにかかわらず、まずは揉めないための対策を考えるべきではないでしょうか。皆さん大丈夫ですか？

今月の一言…“良薬は口に苦し”

成功した人は失敗を言わない

でも、他人よりも倍も三倍も失敗している

(ノーベル医学・生理学賞受賞 大村智教授)

「失敗は成功の母」なんて古いことわざもありますが、ノーベル賞受賞者から聞くと、改めて、「失敗とは諦めること」だという言葉が心に刺さります。誰でも失敗している、成功者ほど失敗をしている... 成功するかどうかはやり続けるかどうかかなんですね！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 9 0)

★ 夢を色付きで見ることができれば、その夢は叶うと聞きます。今回それが叶いました。夢といっても小さな夢ですし、当初は「こんな風になればいいな」と本当に“夢”として思い描くだけでした。しかし、そう意識することでアンテナが働き、今まで見落としてきたものがキャッチできたのかもしれない。偶然ですが周囲の状況もそれを後押しするように動いた気がします。タイミングってあるのだと感じました。すべてこれから始まるのですが、これから先その夢が悪夢にならないように気を付けたいと思います。 (KARINO)

★ 某高校のお手伝いに行きました。文化祭で「企業体験プログラム」として高校生が模擬店などを企画、営業するのですが、総まとめに公認会計士役として決算監査に行くのです。話しを聞いてみると言葉は違いますが原価と固定費の違いを話していたり、「会計」の理解が深まっていることを感じます。書籍で学ぶこともたくさんありますが、実体験をすること、経験したことに向き合い、深く思考し気づきを得ることの大切さを体感させて頂きました。それにしても、私も高校生の頃にこんな体験したかったなあ～。(YAMAMOTO)

★ ラグビーワールドカップ、日本代表本当にお疲れ様でした！高校時代ラグビーをかじった程度の経験しかありませんが、代表メンバーの戦いには感動させてもらいました。中でも五郎丸選手の人気振りは…。4歳の娘もテレビの前でポーズを取っていました(笑)。今大会、TEAMとしてベスト8入りを目指す戦いの中で、1人の選手の1プレーが世界を変える場面を何度も見ていると、常に変化を起こすのは、全体の中での個の意識の高さにあるのではないかと感じます。個人としての【軸】の大切さを痛感です！(TOCHIKURA)

★ 予定よりも一週間早く帰国しましたが、一ヶ月強の休暇をいただきありがとうございました。結果は、一週間早く帰国するか？あと一週間10%の可能性に賭けるか？の選択で前者を選択したために登頂は逃しました。残ったメンバーには神様が微笑み最後の最後に回復した天候の中、登頂を果たしたとのことでした。

体調も良く、高度障害も出ず、雄大な氷河やズタズタのセラック帯、紺碧の空に吹く8kmの風... 高所登山の雰囲気をつっぷり体感してきました。登頂を逃したのは残念ですが、天候や仕事や家族などの環境の中で無理せず十分に楽しめたと思います。携帯もNetも通じない下界とは全く切り離された、氷河の崩壊する音だけが響く無機質な氷と岩の世界で過した一ヶ月の休暇は自分の人生にとっても貴重な時間だったと思います。これが本当の「休暇」ですね！留守を守ってくれた皆に感謝して、さて、今年も残り二ヵ月半、パワー全開で行きたいと思います。(IZUMI)



山の雰囲気をつっぷり体感してきました。登頂を逃したのは残念ですが、天候や仕事や家族などの環境の中で無理せず十分に楽しめたと思います。携帯もNetも通じない下界とは全く切り離された、氷河の崩壊する音だけが響く無機質な氷と岩の世界で過した一ヶ月の休暇は自分の人生にとっても貴重な時間だったと思います。これが本当の「休暇」ですね！留守を守ってくれた皆に感謝して、さて、今年も残り二ヵ月半、パワー全開で行きたいと思います。(IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成27年11月17日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第8回「今後の経済及び金融為替市場の見直し」

講師：株式会社 F P G証券 代表取締役社長 深谷 幸司

日時：平成27年11月19日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります